

益田市条例第13号

益田市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置等)

第2条 別表に掲げる執行機関に附属機関を置き、その担当事務、委員の定数及び構成、任期並びに表決方法については、同表に掲げるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、別表に掲げる附属機関のうち既に設置されている附属機関及びその委員（任期を含む。以下同じ。）は、この条例に基づく附属機関及びその委員とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

区分		報酬額
教育委員会	委員長	月額 57,300円
	委員	月額 47,100円
選挙管理委員会	委員長	月額 32,100円
	委員	月額 24,800円
監査委員	議会議員の中から 選任された委員	月額 35,000円
	知識経験を有する 者から選任された 委員	月額 83,000円

農業委員会	会長	月額 26,200円
	会長代理	月額 24,800円
	委員	月額 22,400円
公平委員会	委員長	月額 16,500円
	委員	月額 15,600円
固定資産評価審査委員会委員		日額 6,800円
顧問		月額 303,500円
地区振興センター長(公民館長)		月額 180,500円
国民健康保険運営協議会	会長	日額 6,800円
	委員	日額 6,400円
産業医		月額 29,100円
嘱託医		月額 30,000円
スポーツ推進委員		年額 26,000円
交通指導員		年額 26,000円
学校薬剤師		年額 48,500円 1校(分校)につき
学校医及び学校歯科医	在校児童生徒の健康診断	年額 受持児童生徒100名まで65,000円 100名を超え1名増すごとに140円を加える。
	就学前児童の健康診断	年額 受持児童生徒30名まで14,500円 30名を超え1名増すごとに80円を加える。
史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会	委員	日額 10,000円
	専門委員	
名誉市民選考審議会委員		日額 6,400円

行政情報公開不服審査会委員
個人情報保護運営審議会委員
地域協議会委員
総合振興計画審議会委員
行財政改革審議会委員
男女共同参画推進協議会委員
益田圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員
公務災害補償等認定委員会委員
公務災害補償等審査会委員
特別職報酬等審議会委員
入札・契約適正化委員会委員
指定管理施設モニタリング委員会委員
財産区管理委員
地域福祉計画策定委員会委員
次世代育成支援協議会委員
食育推進会議委員
老人福祉計画推進協議会委員
老人福祉計画モニタリング委員会委員
障がい者自立支援協議会委員
介護保険推進協議会委員
地域ケア会議委員
地域密着型サービス運営委員会委員
地域包括支援センター運営協議会委員
予防接種事故対策審議会委員
人権・同和問題解決推進委員会委員
廃棄物減量等推進審議会委員
環境審議会委員
美都農村環境改善センター運営委員会委員
農村地域工業導入促進審議会委員
益田地区国営対策協議会委員

地域公共交通会議委員	
集客交流戦略会議委員	
都市計画審議会委員	
市街地再開発審査会委員	
土地区画整理審議会委員	
土地区画整理事業評価員	
景観審議会	委員
	専門委員
景観計画作成チーム委員	
益田市教育審議会委員	
益田市立学校整備計画審議会委員	
心身障害児就学指導委員会	委員
	調査員
学校給食共同調理場運営委員会委員	
奨学資金貸付審議会委員	
社会教育委員	
図書館協議会委員	
スポーツ推進審議会委員	
文化財保護審議会委員	
秦佐八郎博士顕彰委員会委員	
防災会議委員	
国民保護協議会委員	
有線放送運営委員会委員	
消防賞じゅつ金等審査委員会委員	
水防協議会委員	
水道料金審議会委員	
前各号に掲げる者を除く非常勤の職員	予算の範囲内で市長が定める額

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員の定数及び構成	委員の任期	表決方法
市長	益田市男女共同参画推進協議会	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画の推進、評価及び見直し並びに男女共同参画に関し必要な事項を協議し、及び建議すること。	15人以内 1 関係団体の代表者 2 公募による市民 3 学識経験者	2年	出席委員の過半数
	益田市入札・契約適正化委員会	一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約とした理由その他入札及び契約制度の改善に関する事項について審議を行い、意見具申又は勧告を行うこと。	5人以内 公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査を適切に行うことができる学識経験等を有する者	3年	出席委員の過半数
	益田市指定管理施設モニタリング委員会	施設管理に関する評価、意見具申その他指定管理施設の適正な運営を確保するために必要な事項について、建議すること。	6人以内 識見を有する者	2年	—
	益田市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による益田市地域福祉計画の策定に関する事項を調査審議すること。	30人以内 1 社会福祉施設関係者 2 生活関連企業関係者 3 NPO・ボランティア関係者 4 地域福祉活動団体	計画の策定が終了するまでの間	出席委員の過半数

		<p>の代表者</p> <p>5 当事者団体及び家族代表</p> <p>6 小地域福祉活動計画策定関係者</p> <p>7 識見を有する者</p> <p>8 関係行政機関の職員</p> <p>9 その他市長が適当と認める者</p>		
益田市次世代育成支援協議会	次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画の総合的かつ効果的な推進を図り、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために必要な事項について協議し、及び建議すること。	<p>23 人以内</p> <p>1 関係団体の代表者</p> <p>2 市民からの公募</p> <p>3 学識経験者</p> <p>4 関係行政機関の職員</p>	2 年	出席委員の過半数
益田市食育推進会議	食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)に基づき、本市の食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を審議すること。	<p>22 人</p> <p>1 地域振興センター長会の代表者</p> <p>2 健康ますだ市 21 推進協議会の代表者</p> <p>3 益田地区栄養士の代表者</p> <p>4 益田市食生活改善推進協議会の代表者</p> <p>5 益田市保育研究会の代表者</p> <p>6 益田市私立幼稚園連合会の代表者</p> <p>7 益田商工会議所の代表者</p> <p>8 西いわみ農業協同組合の代表者</p> <p>9 漁業協同組合 JF し</p>	2 年	—

		<p>まね益田支所の代表者</p> <p>10 高津川漁業協同組合の代表者</p> <p>11 益田市医師会の代表者</p> <p>12 益田鹿足歯科医師会の代表者</p> <p>13 益田市小中学校長会の代表者</p> <p>14 益田青果株式会社の代表者</p> <p>15 株式会社キヌヤの代表者</p> <p>16 有限会社赤雁の里の代表者</p> <p>17 益田市保育研究会保護者会の代表者</p> <p>18 益田市私立幼稚園PTA連合会の代表者</p> <p>19 益田市PTA連合会(小・中学校)の代表者</p> <p>20 島根県益田保健所の代表者</p> <p>21 西部農林振興センター益田事務所の代表者</p> <p>22 益田教育事務所の代表者</p>		
益田市老人福祉計画推進協議会	市長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定により市が策定する益田市老人福祉計画に関する調査審議を行い、及び答申すること。	20人以内 学識経験者並びに福祉団体及び関係団体の代表者	3年	出席委員の過半数
益田市老人福祉計画モニタリング委員会	市長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定により	10人以内 1 益田市老人福祉計画策定委員会委員であった者	3年	出席委員の過半数

	市が策定する益田市老人福祉計画に利用者の意識、市民ニーズ等を反映させていくために当該計画の進捗状況を調査審議し、及び答申すること。	<p>2 益田市老人福祉計画作業部会員であった者</p> <p>3 高齢者福祉に関するサービス事業所の代表</p> <p>4 地区において推薦のあった者等市民の中から選任した者</p>		
益田市障がい者自立支援協議会	障がい者の生活を支えるための相談支援事業をはじめとする事業運営のシステム作り及び障害福祉サービスの提供体制確保及び関係機関によるネットワークの構築のために必要な事項について調査審議し、及び提言すること。	<p>25 人以内</p> <p>1 相談支援事業者</p> <p>2 障害福祉サービス事業者</p> <p>3 保健・医療関係者</p> <p>4 教育・雇用関係機関の推薦する者</p> <p>5 障がい者関係団体の代表</p> <p>6 学識経験者</p> <p>7 関係行政機関の職員</p> <p>8 障がい者又はその家族</p> <p>9 公募による一般市民</p>	3 年	—
益田市地域ケア会議	高齢者福祉の増進を包括的に支援する総合的な地域ネットワークの構築を実現するために必要な事項について調査審議し、及び提言すること。	<p>30 人以内</p> <p>1 高齢者福祉に関するサービス提供事業所及び職能団体の代表者</p> <p>2 地域福祉に関するサービス提供事業所及び職能団体の代表者</p> <p>3 医療機関の代表者</p> <p>4 行政機関の代表者</p> <p>5 高齢者虐待及び認知症について識見を有する者</p>	3 年	出席委員の過半数
益田市地域密着型サー	地域密着型サービスの	10 人以内	3 年	出席委

ビス運営委員会	指定、取消し、指定基準及び介護報酬の設定、質の確保及び運営評価その他適正な運営を確保するために必要であると判断した事項について審議し、及び建議すること。	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護保険の被保険者 2 介護サービス又は介護予防サービスの利用者 3 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者 4 地域における保健、医療及び福祉関係事業等を担う関係者 5 介護に関する学識経験を有する者 		員の過半数
益田市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営、職員の確保その他地域包括ケアに関することについて協議し、及び建議すること。	<ul style="list-style-type: none"> 15人以内 1 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者及び職能団体の代表者 2 介護サービス若しくは介護予防サービスの利用者又は介護保険の被保険者 3 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者 4 地域ケアに関する学識経験を有する者 	3年	出席委員の過半数
益田市人権・同和問題解決推進委員会	人権センターが行う事業並びに人権・同和問題基本計画の推進、評価及び見直しその他必要な事項について協議し、建議すること。	<ul style="list-style-type: none"> 25人以内 1 教育関係者 2 社会福祉団体の代表者 3 地域住民の代表者 4 学識経験者 5 市職員 6 その他市長が特に必要と認める者 	2年	出席委員の過半数
益田地区国営対策協議会	市長の諮問に応じて、益田地区国営開発地における農業振興及び諸	<ul style="list-style-type: none"> 15人以内 1 学識経験者 2 関係団体の代表者 	2年	出席委員の過半数

		課題の解決並びに国営益田地区土地改良事業中長期対策計画について調査協議し、及び答申すること。	3 関係行政機関の職員		
益田市地域公共交通会議	地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金その他必要と認める事項について協議し、及び建議すること。	12 人以内 1 市長又はその指名する者 2 一般乗合旅客自動車運送事業者 3 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者 4 社団法人島根県旅客自動車協会の代表者 5 住民又は利用者 6 島根運輸支局長又はその指名する者 7 島根県知事又はその指名する者 8 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 9 その他交通会議が必要と認める者	2 年	出席委員 全員の賛成	
益田市集客交流戦略会議	益田市集客交流戦略計画の素案の策定並びに交流人口拡大に向けた集客戦略及び情報発信に関する提案をすること。	15 人以内 1 益田市、美都、匹見各観光協会の代表者 2 益田商工会議所及び同青年部の代表者 3 益田旅館組合の代表者 4 島根県料理業飲食業生活衛生同業組合益田支部の代表者 5 益田観光ガイド友の会の代表者 6 ANA総合研究所の代表者	1 年	出席委員 の過半数	

			<p>7 財団法人島根文化振興財団の代表者</p> <p>8 目的に賛同する団体の代表及び個人</p> <p>9 市の職員</p>		
教育委員会	益田市立学校整備計画審議会	教育委員会の諮問に応じ、益田市立小中学校の整備及び校区変更等について審議し、及び答申すること。	<p>15 人以内</p> <p>1 識見を有する者</p> <p>2 保護者の代表者</p> <p>3 関係諸機関の代表者</p> <p>4 その他教育委員会が必要と認める者</p>	2 年	出席委員の過半数
	史跡益田氏城館遺跡群整備検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、史跡益田氏城館遺跡群の保存、整備、活用及び管理に関し必要と認める事項について調査審議し、及び答申すること。	<p>15 人以内</p> <p>1 学識経験者</p> <p>2 益田市文化財保護審議会委員</p> <p>3 文化庁担当職員</p> <p>4 島根県教育庁文化財課担当職員</p> <p>5 その他教育委員会が必要と認める者</p>	2 年	出席委員の過半数
水道事業管理者	益田市水道料金審議会	市長の諮問に応じ、水道料金改定に関する事項を調査審議し、及び答申すること。	<p>10 人</p> <p>1 市民の代表 6 人</p> <p>2 学識経験者 3 人</p> <p>3 市の職員 1 人</p>	諮問に係る審議が終了するまでの間	出席委員の過半数